

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

三重県規則第五十六号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第三条 条例第四条第一項の規則で定める軽費老人ホームの建物は、木造かつ平屋建てであつて、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第四条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 居室の一室の床面積は、二十一・六平方メートル(二の設備を除いた有効面積は十四・八五平方メートル)以上(イただし書の場合にあつては、三十一・九平方メートル以上)とすること。

ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室は、老人の入浴に適したものとするほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)を用いること。

四 施設内に一齐に放送できる設備を設置すること。

五 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

3 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 居室の一室の床面積は、十五・六三平方メートル（この設備を除いた有効面積は十三・二平方メートル）以上（イただし書の場合にあっては、二十三・四五平方メートル以上）とすること。

ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 共同生活室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ロ 必要な設備及び備品を備えること。

（職員の基準）

第四条 条例第五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 施設長 一人

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第九十条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第七十三条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法（軽費老人ホームの当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、一以上

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二以上

ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適当数を加えて得た数

四 栄養士 一人以上

五 事務員 一人以上

六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に軽費老人ホームを設置する場合又は休止後に再開する場合にあっては、推定数によるものとする。

3 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサー

ビスに支障がないときは、第一項第二号の生活相談員のうち一人を置かないことができる。

- 5 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち一人を置かないことができる。
- 7 第四項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かななければならない。
- 8 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。
- 9 夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（施設の運営についての重要事項）

第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 四 施設の利用に当たっての留意事項
- 五 非常災害対策
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（記録）

第六条 条例第九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 入所者に提供するサービスに関する計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第十四条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第二十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法）

第七条 条例第十条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又は当該入所申込者の家族の閲覧に供し、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。
  - 一 前項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 3 電磁的方法は、入所申込者又は当該入所申込者の家族が当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項の同意を得た軽費老人ホームの設置者は、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。

（利用料）

第八条 条例第十三条第一項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
  - 二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - 三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号に掲げる費用を除く。）
  - 四 居室に係る光熱水費
  - 五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

（条例第十六条第二項の規則で定める規定）

第九条 条例第十六条第二項の規則で定める規定は、第十五条から第二十三条までの規定とする。

（生活相談員の業務）

第十条 条例第十七条第一項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 入所者の居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
  - 二 条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
  - 三 条例第二十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、

介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(居室の定員)

第十一条 条例第十八条の規則で定める居室の定員は、第三条第二項第一号イ及び同条第三項第一号イに定めるところによるものとする。

(衛生管理等)

第十二条 条例第十九条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生<sup>し</sup>の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を徹底すること。
- 二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生<sup>し</sup>の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生<sup>し</sup>の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生<sup>し</sup>の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的<sup>に</sup>に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号)に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十三条 条例第二十二条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生<sup>の</sup>防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生<sup>の</sup>防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的<sup>に</sup>に開催すること。
- 四 職員に対し、事故発生<sup>の</sup>防止のための研修を定期的<sup>に</sup>に実施すること。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する基準)

第十四条 条例第二十三条の軽費老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第二十三条までに定めるところによるものとする。

(サービスの提供の記録)

第十五条 軽費老人ホームの設置者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(食事)

第十六条 軽費老人ホームの設置者は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第十七条 軽費老人ホームの設置者は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又は当該入所者の家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームの設置者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者と当該入所者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

い。

- 5 軽費老人ホームの設置者は、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームの設置者は、入所者からの要望を考慮し、必要に応じ、レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。  
(居宅サービス等の利用)

第十八条 軽費老人ホームの設置者は、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十九条 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。
- 3 軽費老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第二十条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該軽費老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該軽費老人ホームとの間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二十一条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(広告)

第二十二条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携等)

第二十三条 軽費老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(軽費老人ホームA型の特例)
- 2 条例附則第九項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
  - 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
    - イ 居室の一室の定員は、原則として一人とすること。
    - ロ 地階に設けないこと。
    - ハ 居室の一室の床面積は、六・六平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。
  - 二 浴室は、老人の入浴に適したものとするほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
  - 三 医務室は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
  - 四 調理室は、火気を使用する部分に、不燃材料を用いること。
- 3 条例附則第十項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 施設長 一人
  - 二 生活相談員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
    - イ 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法（軽費老人ホームA型の当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームA型の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この項及び附則第六項において同じ。）で、一以上
    - ロ 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上
  - 三 介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
    - イ 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上
    - ロ 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
    - ハ 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数
  - 四 看護職員（条例附則第十項第四号の看護職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
    - イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上
    - ロ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上
  - 五 栄養士 一人以上
  - 六 事務員 二人以上
  - 七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
  - 八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数
- 4 生活相談員のうち一人を主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が五十以下のものにあつては、この限りでない。
- 5 介護職員のうち一人を主任介護職員としなければならない。
- 6 附則第三項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う

軽費老人ホームA型の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、一人以上
- 二 介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
  - イ 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上
  - ロ 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上
  - ハ 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、三以上
  - ニ 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上
  - ホ 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
  - へ 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数
- 三 看護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
  - イ 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一人以上
  - ロ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二人以上
- 7 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型については、附則第四項及び附則第五項の規定は、適用しない。
- 8 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型であつて、一般入所者の数が四十人を越えるものにあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員としなければならない。
- 9 附則第三項、附則第四項、附則第六項及び前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、休止後に再開する場合にあつては、推定数によるものとする。
- 10 附則第三項第二号及び附則第六項第一号の生活相談員（主任生活相談員が配置されている場合にあつては、当該主任生活相談員）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 11 附則第五項及び附則第八項の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 12 附則第三項第四号及び附則第六項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 13 附則第三項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 14 附則第三項第六号の事務員のうち一人（入所定員が百十人を超える軽費老人ホームA型にあつては、二人）は、常勤の者でなければならない。
- 15 夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 16 条例附則第十二項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
  - 二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - 三 居室に係る光熱水費
  - 四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で



あって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 17 前項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。
  - 18 条例附則第十五項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。
    - 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
    - 二 条例附則第十七項において準用する条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
    - 三 条例附則第十七項において準用する条例第二十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。
  - 19 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。
  - 20 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。
  - 21 条例附則第十八項の軽費老人ホームA型の運営に関し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。
  - 22 第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第十七項において準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二十二項において準用する第十五条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。

(軽費老人ホームB型の特例)
  - 23 条例附則第二十六項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
    - 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
      - イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
      - ロ 地階に設けないこと。
      - ハ 居室の一室の床面積は、十六・五平方メートル以上（イただし書の場合にあっては、二十四・八平方メートル以上）とすること。
    - ニ 洗面所及び調理設備を設けること。
    - ホ 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - 二 浴室は、老人の入浴に適したものとすほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
  - 三 管理人居室は、宿直を置く軽費老人ホームB型にあっては、宿直室をもってこれに代えることができること。
- 24 条例附則第二十七項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 施設長 一人
  - 二 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数
  - 三 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数
- 25 前項第二号の管理を行う職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 26 夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が

整備されている場合は、この限りでない。

27 条例附則第二十九項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

二 居住に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

三 居室に係る光熱水費

四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

28 条例附則第三十四項の軽費老人ホームB型の運営に関し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。

29 第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十七条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第三十三項において準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二十九項において準用する第十五条及び第十七条から第二十三条まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十二條（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八條において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第七条、第三十三條、第四十二條、第四十九條、第五十六條、第六十三條、第八十四條、第九十一條、第一百四條、第一百二十條、第一百三十條、第一百四十一條、第一百五十五條及び第一百六十三條、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十条及び第三十四條、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三條及び第三十六條、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第十三條、第八條の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十四條、第四十三條、第五十條、第五十七條、第七十六條、第八十四條、第九十七條、第一百四十四條、第二百二十四條、第三百五十五條、第四百九十九條及び第一百五十七條並びに第九條の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院

基準規則」という。)第十三条及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第三号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第九条第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三条第五号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十七条第四項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二第三項(新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。)、第一百十条第四項、第一百三十六条第四項及び第一百四十九条第四項(新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項(新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第一百四条の三、第一百四条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。)、第一百条第四項、第二百二十七条第四項及び第四百十

条第四項（新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第一百零二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第一百零二条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第一百零二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。